



出町ゆかりだより

日本共産党
高槻市議員

発行：日本共産党高槻市議員団 出町ゆかり

連絡先：議員団控室 TEL072-674-7230 FAX072-674-3202

NO.73 2017年7月



6月22日の本会議で

6月議会 一般質問

行政サービスコーナーの存続を

コンビニ交付は行政サービスコーナーの代わりにはならない

出町：

昨年12月から今年4月までのコンビニでの証明書発行数は1603件しかない。マイナンバーカードでのコンビニ

交付と行政サービス

コーナーは切り離して考えるべきだと思

答弁：

両者とも証明書の発行のみを実施し

ており、サービスの内

わたしは「行政サービスコーナー廃止について」「障がい者差別解消法」について質問しました。概要を掲載します。

カードの普及に努める。

内容は重複している。コンビニ交付の利便性を周知するとともに、マイナンバー



行政サービスコーナーの役割は重い

出町：

高槻市全体の証明書発行件数は2015年度で362,876件、

そのうち、行政サービスコーナーの発行件数は9か所で112,474件、約32%。本庁市民課の180,980件の62%も占めている。3支所合計の1.6倍であり、重要な役割を果たしている。市が行った事業

評価でも高く評価されている。このサービスコーナーを廃止することは、本庁に来る人が多くなり、

待ち時間が増えたり、職員の仕事が大変になる。全廃することはあまりにも無謀。市の考えは。

答弁：

9月末廃止以降、市民サービスの低下を招かないよう市民課窓口の体制を整える。

対面での対応の値打ち

出町：

高槻市は地域住民や、通勤者のニーズに答えるために、

サービスコーナーを配置し、土日や祝日も利用可能としてきた。使用目的によっては証明書が違う。こうした時に職員が対面で対応する

からこそ、市民のニーズに答えられるのでは。

答弁：

対面サービスが必ずとされる行政サービスにおいては「行政サービスのあり方等検討委員会」を立ち上げ、議論をしている。

服部図書館の行政サービスコーナーについて

出町：

2月27日、清水地区コミュニティ協議会、北清水連合自治会、真上コミュニティ協議会、それぞれ会長名での要望書が出されている。そ

の中には「平成19年12月にも『清水地区における市立図書館及び行政サービス機関の設置について』という要望書も出し、その要望書に応える形で服部図書

「2025日本万国博覧会」の大阪誘致に対する決議

—日本共産党は反対—

大阪万博誘致に対する決議が賛成多数で採択されました。しかし、日本共産党は反対し、意見表明をしました。

<反対する第1の理由>

万博誘致とカジノ誘致がセットで進められています。松井大阪府知事は「大阪で、IRと万博が実現すれば相乗効果が生まれる」と発言しています。吉村大阪市長も「万博は期間限定のイベント」「夢洲における国際環境拠点は永続的なもの」と言っています。ギャンブル依存症や治安の悪化を誘発するカジノ誘致を前提とした万博の開催は認められません。

<反対する第2の理由>

莫大な費用を要する大型開発を伴い、その費用を回収する見通しが無いことです。会場建設に約1250億円、運営費に830億円、鉄道整備に730億円と莫大な費用がかかります。一昨年の調査では万博に参加表明している地元企業は18%しかありません。

<反対する第3の理由>

それらの費用が大阪府財政を破たんにつながりかねないことです。府民の暮らしや安全のためにこそ使われるべきです。

意見・要望

館、合わせて行政サービスコーナーも設置していただいた」「建設にあたって真上土地改良区は真上池の提供も行ってきた」とある。地域住民の声として出されている、この要望書に対して市はどう思っているのか、市の考えは。

マイナンバーカードの取得はあくまでも、個人の自由。市民サービスを低下させない「新たなサービスの提供」を考えてほしい。やはりこういうときは地域の人の意見を聞いて決めてほしい。本庁に來るのに、バスを乗り継がなくてはいけない。コンビニが少ない地域もある。全廃ではなく、残すところや縮小もありで考えてほしい。

出町

昨年4月「障がい者差別解消法」が施行され、地方自治体は障がい者を理由とする差別を禁止する法的な義務を負うことになった。障害を持った人から困ることがあって、助けてほしい言われたときは、できるかぎり努力をするという合理的配

障がい者差別解消法について

意見・要望

慮をしなければならぬ。どんなことを合理的配慮と考え、どのようないことに注意してきただのか。

答弁

合理的配慮とは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を

出町

除去するための必要かつ合理的な取り組みであり、その実施に伴う負担が過重でないものとする。

答弁

この1年間の高槻市の取り組みと市民から寄せられた意見があれば、お答えください。また、学校現場での取り組みは。

意見・要望

「障がい者差別解消法」は、まだまだ知られていない。「私たちのことを私たち抜きに決めないで」の言葉通り、ぜひ当事者の意見を聞いて進めてほしい。また、合理的配慮のなかみや、どういうことが差別になるのかなどが、あいまいで不十分。行政は法的義務を負うが、事業者は努力義務でしかない。全国の自治体でも条例を作るところが増えている。ぜひ高槻市でも条例をつくるべきではないか。

◎ご意見、感想がありましたらお寄せください。

職員への研修を実施し、全ての窓口において市民が相談できるよう努めている。意見については、雇用関係や教育上の相談であったため、それぞれを所管する機関の相談部門につなげている。学校現場でも教職員への周知、児童生徒には障がい者理解教育を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めていく。

